報告用紙②

関西学院大学　研究成果報告

2026年　4月　6日

関西学院大学 学長殿

所属：司法研究科
職名：教授
氏名：上嶌一高

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒特別研究期間　☐自由研究期間 ☐大学共同研究　☐個人特別研究費 ☐博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	総合的刑法研究－経済刑法（経済犯罪）を中心として
研究実施場所	自宅・関西学院大学上ケ原キャンパス個人研究室・西宮北口キャンパス共同研究室
研究期間	2025年　4月　1日　～　2026年　3月　31日（　12ヶ月）

◆ **研究成果概要**　(2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本研究は、刑法の総合的な研究を目的とするものである。

刑法学は、刑法典の条文の解釈・適用をその主な研究領域とするものであるが、近年は、社会の高度化・複雑化に伴い、刑法典以外にも、その研究対象を拡大し、刑法典、すなわち、伝統的な犯罪論、刑罰論の研究に加えて、それ以外の実務的に重要な法律についてもあわせて考察を行うことの意義が認識されつつある。本研究は、そのうち、比較的長い沿革を有し、現在は、国際的な関係性をも有しつつ、どのように行為を規制すべきかがきわめて重要で、現代的な課題となっている経済刑法（経済犯罪）分野を取り上げて、刑法典とともに研究対象とし、総合的に、刑法の果たすべき機能について考察することを目的とするものである。上記研究期間において、経済刑法を中心とした研究を行う計画を立て、研究課題に則して、以下のように研究を遂行して、成果を得た。

経済刑法は、市民が日常的にかかわる契約等の取引から、法人が行う国際的な活動まで、さまざまな事象をその対象とする重要な領域である。刑法典に係る部分としては、主に、財産に対する罪のうち詐欺罪、電子計算機使用詐欺罪、横領罪、背任罪を議論の対象とする。これ自体、民事法的・商事法的規制と重要な関わりを有し、その対象は、刑事法に特化しない広がりを有するものであるが、これに加えて、経済活動を規律する法である会社法、金融商品取引法、独占禁止法、不正競争防止法等や、国際的な刑事的規制との関わりを有する麻薬特例法、組織的犯罪処罰法、犯罪収益移転防止法、テロ資金提供処罰法等、多様な分野の幅広い領域をその内容とするものである。それゆえ、個別的な論点や法については、議論の対象とはされるが、全体として、どのように経済刑法はとらえられるかについては、対象の多様性・広範性のゆえに、十分に検討の対象とされているとはいえない。そこで、本研究においては、総合的刑法研究の一環として、経済刑法を全体について考察の対象とし、上記のような非常に多くのさまざまな法分野における法律、処罰規定を対象として、経済活動、経済取引は、どのように規制されており、また、どのように規制されるべきかについての研究を進めた。

その際、経済刑法においては、現在の事象およびこれに対する規制に注目が集まりがちであるが、問題となる事象は、その形を変化させつつも、法理論との関係においては、必ずしも新たな問題を含むものではなく、むしろ、もともと議論されてきた犯罪の性質、成立要件の意義・射程が問題となることも少なくないため、可能な限り古い文献にまで遡って、閲覧・収集を行い、丹念に、それぞれの法分野における法律、処罰規定がどのような意義を有するものと理解されてきたかをまず明らかにすることを研究の方針とした。対象としたそれぞれの法律、処罰規定は、刑法典に比べて、はるかに広範囲にわたる多数回の改正を受けてきたものが多いため、閲覧・収集した文献の情報を整理し、それぞれの意義や条文およびその解釈の変更の内容を明確に認識するという膨大な作業を行うこととなった。なお、これに伴って、資料の探索・閲覧・収集には、困難を生じた。平素の研究には十分な所蔵を有する学内図書館・資料室にも、古い文献、とくに雑誌については、当該雑誌の所蔵がなく、または、欠号があるため閲覧できないなど、適時に必要な文献にアクセスすることに支障が生じることがしばしばあり、資料の閲覧・収集に多くの手間と時間を費やさざるを得なかった。このような作業を経た研究の成果は、順次公表することとするが、その一端として、以下のような成果を公表し、または、公表する予定となった。

１　「財産犯の保護法益」法学教室538号（2025年7月）

経済刑法分野のもっとも基本的な犯罪類型は、刑法典における財産に対する罪（財産犯）である。財産犯は、体系性を有し、財産犯の保護法益に関する問題は、広がりと関連性を有するところ、問題相互の理論的関係の検討が必要であり、民事法との関係においてどのように理解すべきかが問題となる。本稿は、広義の財産犯の保護法益に関する主要な問題、具体的には、財物罪の保護法益（本権説と占有説）、権利行使と財産犯、２項犯罪において保護される利益、不法原因給付と財産犯の問題を取り上げて、とくに、学説の判例との関係に留意しながら、理論的な検討を行い、判例の意義・射程等、これまで明らかになっていない課題を示すなどした。

２　「虚偽不申告による逋脱犯の成立」租税判例百選〔第８版〕（2026年6月下旬公表予定）

本稿は、財政経済（関係）犯罪などとして、経済刑法分野における重要領域として認識されてきた租税犯についての考察である。そのうち、逋脱犯は、「偽りその他不正の行為」により所得税を免れたとき等に成立するものであるが、「偽りその他不正の行為」は、「偽り」を例示とし、これと同程度の違法な行為に限られるとしても、構成要件として明確ではなく、その意義が問題となる。戦後の判例を見ても、必ずしもその解釈・適用の態度には、一貫したものを見出しがたいところ、本稿は、なおその意義が明らかになっているとはいえないこの要件について、ありうる一定の解釈の方向性を明らかにした。

３　「浮貸しの禁止」金融法判例百選（2026年7月下旬公表予定）

経済刑法において重要な議論の対象となる分野である消費者保護において、その保護の在り方如何が問題となる基本的な法律が、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律195号）である。本稿は、同法が禁止し、処罰の対象とする浮貸し等の罪の要件について、最高裁判例を素材として、検討したものである。

４　「電子計算機使用詐欺罪の最近の問題」（2027年公表予定）

財産に対する罪の中でも、詐欺罪の補充的な類型であり、かつ、電磁的記録を要素としてコンピュータ・ネットワークに関係する新しい事象に対応するものとして、その重要性が認識され、活発な議論の対象になっている電子計算機使用詐欺罪について、最近の問題を取り上げて、その成立要件の意義・内容を明らかにすることを予定している。

以　上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内　博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。